

教総 ー 2788
令和4年1月25日

各市町村教育委員会教育長
県立学校長様
県内私立高等学校長

秋田県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における教育活動について（通知）

県内の学校には、新型コロナウイルス感染症に対し最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むよう、これまでお願いしてきたところです。

こうした中、県内では、今月21日から、能代保健所管内の感染警戒レベルが「2」から「3」に引き上げられたところですが、その後、全県に感染拡大の傾向が見られたことから、同月24日に開催された第35回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内全域で、2月4日までの間、感染警戒レベルが「3」に引き上げられ、イベント等の開催を慎重に判断し、開催する場合は基本的な感染防止対策を徹底すること、混雑する場所をできるだけ避けること、職場や飲食店における感染防止対策を万全にすること等を要請していくこととなりました。

これを踏まえ、県教育委員会では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」における「地域の感染レベル」について、県健康福祉部及び県医師会からの意見を参考に、能代保健所管内の4市町に加え、県内全域において、当面の間、これまでの「レベル1」を「レベル2」に引き上げて対応していく必要があるものと判断したところです。

については、各学校においては、オミクロン株が従来株よりも感染力が強いとされることを踏まえ、これまで以上に感染リスクの回避に留意しながら、同行動基準や県の通知等を踏まえた感染症対策を講じつつ、警戒を怠ることなく教育活動を実施していただきますようお願いいたします。

あわせて、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害に当たり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも確実に取り組んでいただくようお願いいたします。

秋田県教育庁総務課
政策企画・広報班 伊藤
TEL：018-860-5112